

老 発 0 3 2 7 第 5 号
平 成 3 1 年 3 月 2 7 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」の
一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年4月1日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>参考（改正後全文） 老発第0529001号 平成18年5月29日</p> <p>最 終 改 正 老 発 <u>0 3 2 7</u> 第 <u>5</u> 号 平成 <u>3 1</u> 年 <u>3</u> 月 <u>2 7</u> 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 市区町村長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について</p> <p>標記の交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年<u>4</u>月<u>1</u>日から適用することとされたので通知する。</p>	<p>参考（改正後全文） 老発第0529001号 平成18年5月29日</p> <p>最 終 改 正 老 発 0 3 1 1 第 5 号 平成31年3月11日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 市区町村長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について</p> <p>標記の交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年2月7日から適用することとされたので通知する。</p>

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 略

第2 1～2 略

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、交付基準単価について、「2019年4月1日～2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日～」を適用するのかは、各高齢者施設等が実施する補助事業の目的物の全てを完成し、引き渡しを完了した日を基準日として判定する。

第3 1～2 略

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 略

第2 1～2 略

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 1～2 略

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社

会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、交付基準単価について、「2019年4月1日～2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日～」を適用するのかは、各高齢者施設等が実施する補助事業の目的物の全てを完成し、引き渡しを完了した日を基準日として判定する。

会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 先進的事業整備計画に基づく事業（2019年4月1日～2019年9月30日）

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費
				国	都道府県又は市町村 (事業主体)	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							
スプリンクラー設備（広域型施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	都道府県	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額、1㎡と2,385千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	4,052千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 (広域型施設等)	319千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-	
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設							
スプリンクラー設備（地域密着型施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	市町村	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,520円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額、1㎡と2,385千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	4,052千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	319千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
(地域密着型施設等)							
ア 小規模ケアハウス イ 都市型軽費老人ホーム ウ 小規模有料老人ホーム エ 小規模多機能型居宅介護事業所 オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 カ 生活支援ハウス等（※） ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が必要と認めた施設を含む。							
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業							
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・介護老人保健施設 ・小規模介護施設	15,120千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
(地域密着型施設等) ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1～1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市町村長が必要と認めた施設	7,588千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業							
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	9,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	-	1/2	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業							
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
(地域密着型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模介護施設 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内居住施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4	
※小規模とは定員29名以下のことをいう。							

別表 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費
				国	都道府県又は市町村 (事業主体)	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							
スプリンクラー設備（広域型施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	都道府県	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額、1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 (広域型施設等)	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-	
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設							
スプリンクラー設備（地域密着型施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	市町村	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額、1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 (地域密着型施設等)	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
(地域密着型施設等)							
ア 小規模ケアハウス イ 都市型軽費老人ホーム ウ 小規模有料老人ホーム エ 小規模多機能型居宅介護事業所 オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 カ 生活支援ハウス等（※） ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が必要と認めた施設を含む。							
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業							
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護施設	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
(地域密着型施設等) ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1～1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市町村長が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業							
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	9,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	-	1/2	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業							
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方自治体（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事事務費（工事施工のための労務費及び工事事務費に事業工場の備品に必要な事務に関する費用であって、排気、消煙設備、適応訓練費、印刷機本費及び設計監理料等を含む。）の額は、工事費又は工事事務費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事事務費は、これと同等と認められる委託費、分担金及び過当と認められる購入費等を含む。
(地域密着型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模介護施設 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内居住施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4	
※小規模とは定員29名以下のことをいう。							

別表 先進的事業整備計画に基づく事業（2019年10月1日～）

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費
				国	都道府県又は市町村 (事業主体)	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							
スプリンクラー設備（広域型施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,710円/㎡の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごとの1㎡あたり	都道府県	10/10	-	-	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の新築と一体的に整備されるものであって、地方厚生（政）局長の承認と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事費（工事施工のため直接必要な事に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等もい、その額は、工事費又は工事請負費の5%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において当該増徴対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円/㎡の範囲内で厚生労働大臣が認めた額、1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-	
（広域型施設等）							
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）							
イ 有料老人ホーム							
ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設							
スプリンクラー設備（地域密着型施設等）							
1,000㎡未満の場合	9,710円/㎡の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごとの1㎡あたり	市町村	10/10	-	-	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円/㎡の範囲内で厚生労働大臣が認めた額、1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
（地域密着型施設等）							
ア 小規模ケアハウス							
イ 都市型軽費老人ホーム							
ウ 小規模有料老人ホーム							
エ 小規模多機能型居宅介護事業所							
オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所							
カ 生活支援ハウス等（※）							
※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が必要と認めた施設を含む。							
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業							
（地域密着型施設等） ・地域密着特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院	40,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
（地域密着型施設等） ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域密着介護給付単位を基本管理運営要綱の別記1～1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着サービス等整備助成事業の対象施設であって、市町村長が必要と認めた施設	1,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業							
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	9,100千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	-	1/2	
高齢者施設等の防災対策及び安全対策強化事業							
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に問わない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・B型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅型介護施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4	
（地域密着型施設等） ・地域密着特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に問わない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・地域密着通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ホットライン ・施設内体育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4	

様式第1号 略

様式第1号 略